

佐賀県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和2年3月24日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大川正二郎

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

13,624人

2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

180,195人

3 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
佐賀市	64,123人
唐津市・東松浦郡	35,044人
鳥栖市	19,558人
多久市	5,391人
伊万里市	14,943人
武雄市	13,491人
鹿島市・藤津郡	10,526人

小城市	12,457 人
嬉野市	7,272 人
神崎市・神埼郡	13,143 人
三養基郡	14,643 人
西松浦郡	5,514 人
杵島郡	10,955 人